

古川松根宛鈴木高靱書簡等

三ツ松 誠

①嘉永三年正月 一枚刷

周防佐波郡宮市

松ヶ崎天満宮 九百五十年祭

奉納和哥題

梅 花 松 神祇 祝

当社を此所に鎮めまつりてより、来ん子の年九百五十年に当れば、二月廿五日より三月廿五日まで、御祭の式行はるゝによりて、諸国の人々の御よみ歌を納め玉はんことをこひねがふものは、当社に仕まつりて賢木園にすむ

鈴木武雄高靱

○御哥ヲ納玉ハン御方々ハ、短冊ニシタ、メ、ウラニ国所通称ヲ委シク記シ玉ヒテヨ

○題ハ五ノ内イヅレニテモ御心ノマ、ニヨミ玉へ、神祇ノ哥ハタゞ常ノ神祇ニテモ、又御年祭ノ意ニテモ、是モ又御心ノマ、也

○今年中ヲカギリオクリ玉ヒテヨ、来ン亥ノ年中ニハエラビ板ニエラセ、御祭ノヨリニハ世ニ弘ベシ、イサ、カヅ、上木ノ料ヲソヘテ納玉ハゞ大ナル幸ナリ、サレド強テ乞申スニハ侍ラズ

○御哥ハソノマ、出シ侍ル、サレド活語てにをはノタガヒアリ

テ不調ウタハ先生ノ筆ヲ加ヘラルベシ、四方ノ諸大人等多ク納玉ン事ヲコヒノミマツル

嘉永三年庚戌正月

大坂心齋橋筋安堂寺町

取次所

廣島播磨屋丁

秋田屋太右エ門

井筒屋忠八郎

周防ニ御便御座候御方々ハ、先生の許へ直に名当して御出給はるべく候、以上

②嘉永三年四月十五日

昨年は見事之品々

御恵被下、忝拝受仕候

拝顔之上万々可申謝候 以上

昨年御登之節ハ、小生ケ

零名御伝聞之よしにて、

御使者給はり候処、

他行中にて不拝尊顔、

残念至極奉存候、

しかし当御下之節ハ、

又々御相對可被下候段、
御懇書なし被下、

寔ニ忝、一日三秋之思ひを

なし、そののみ相待居申候、

先日までは脇方え遊歴ニ

罷出居候へども、此節

御通行之よし粗

承申候故、帰宅仕候、

御供がゝり居候長途之

御勞も可有御坐候へども、何卒

御着後御寸暇御願

相成事ニ候ハゞ、御來輿

奉期候、右御伺申上度迄

如此御坐候、書余拝謁ト

申縮候 頓首

四月十五日了認 鈴木高鞠

古川大人

侍史

※江戸から帰国する際に初の面会を期待している。初の面会が嘉永三年の通行時に実現したことは、嘉永三年十月一日書簡からうかがえるので、同年であろう。

③嘉永三年十月一日

八月廿九日出之御細書九月廿六日相届、

忝拝見仕候、益御安全御所勤被為在

御坐候よし、芽出度奉賀候、然貴殿

弊地御通行之節ハ御來輿被下

初而御拝顔、種々御談話承、本懐之到ニ奉存候、

しかしながら何之風情も無之、慥に

汗顔ノ到御坐候、猶又其節は

見事之御菓子御恵ニ預り忝奉存候、

其後ハ書状等もさし上不申、失敬ニ相過申候、

千罪御赦し可被下候、○奉納和歌おくり被下

忝甘心仕候、猶御社友方のをも御勸進

被下、御配意奉察候、猶金百疋御寄附

なし被下、御懇志痛入申候、いづれ様方へも

宜敷御伝知奉頼候、猶此度右スリモノ

少しさしおくり申候間、平戸大村辺ニ

御手筋^{スヂ}ども御坐候ハゞ御おくり被下候様奉頼候、

スリモノニハ今年限りと御坐候へ共、明春

二月中ニ來候へば、かつゞ上木ノ間ニ合

可申候間、其段御申遣し可被下候、猶コレハ

尋常ノ歌集とハ違ヒ奉納なればいかなる

初心ニても不苦候間、一人モ多ク御勸進

被下候様奉頼候、○御願申上候書画帖料

沢山之御恵被下御配意忝拝受仕候

○玉石上木ハ大方調タル様子ナレド、製本

いまだ半途ノよし、発行次第さし

おくり可申候、二編料御玉吟数首

悉甘心仕候、先達而ノ御詠草玉石えり

残しはかねて長沢伴雄方へ鴨川集

料ニおくり遣し申候、此度ノ分もあまりハ
遣し呉候様ニとの御事承知仕候、しかし

鴨川へハ先達而ノ分ニテ最早十分タルベシ、
此節本居内遠ノ許ニても同様ノ歌ノ

集出来ノよしニて、先日愚詠さし出候様

申来候間、やかてさし遣し申候、猶其余

有名家ノ分ヲ集呉候様ニとの事も御坐候間、

則老兄分ヲも玉石ニ編ニえり取余ハ

早々さしおくり可申候間、左様御承知

可被下候、猶本居氏へ肴代式朱小生より

取替遣し可申候、猶又此節播磨

姫路ノ国学館学頭野之口武正ト

隆正ノ呉字也

云人、年々集ト云歌集えらび候而、初編ハ

すでに世に出申候、二編明春發行ノよし、

愚詠も遣し申候、コレヘモ少々御詠さし

おくり可申候間、左様御承知可被下候、しかし

これハ肴代不入との事ニ御坐候、鴨川集

二編モ先達而世ニ出申候、玉吟ハ二編ノ

心齋橋安養寺町書林秋田屋太右衛門方へ御注文

間ニ合不申候故、近日三編えらび候ニ付、

可成

必相加候様ニとの事ニ御坐候、○雨風ノ変

弊地も甚敷、八月七日ノ風ハマことに前代

未聞トも云べき程ニて、田作殊ノ外そこなはれ申候、

さてノ嘆息ノかぎりニ御坐候、右ニ付

御談甚甘心仕候○愚父儀六月中旬より

半心しびれ起居、不自由ニて送り申候

○被仰奉候書画御雀ノ御画大ニ感心仕候、
右ニ付大ニ御無心申上御坐候、小生座敷

襖フスマ四枚物画ニ仕度相合居候へど、此辺ノ

画ヲ書候ものハ皆唐人ノ真似ばかり仕候而、

おもしろからず候故、只様さしひかへ居申候、

何卒右御間合ノニ御調どもハ被下まじく哉、

もしさもあらば大ニ仕合、本意ニ相叶ひ

可申候、遠路ノ事故此方より唐紙さし

おくり候も六ヶ敷候間、御地ニて御もとめ、

明年御通行ノ節、御荷物ノはしニ

御付添御持せ被下候ハゞ忝仕合ニ被存候、図ハ

富士山か吉野か龍田か嵐山か其外

名高キ名所、又ハ歌ノ意、源氏画杯ノ内、

希所ニ御坐候、襖ノ寸法ハ大抵御地モ

同様ナルベシ、それニ四枚両絵ニ可成候様

唐紙御切あはせ御調可候

此トハ惣画六ヶ敷ケレバ、

(襖図) 全唐紙四枚御調給れかし、

押画に仕べく候

又別ニ表ノ間袋棚四枚ニも、右同様ノ

風情ナル図ニテ御調被下候ハゞ、忝仕合せニ奉存候

此分ハ紙ヲ此方より遣し申候、コレモ四枚也

(棚図)

右ハ失礼ヲモかへりみズ申上候モ、只尋常ノ
画師杯いふものゝ書給んニテハ、忝しからざる

ゆゑ、御徳ヲしたひて申上候也、万一

御調被下候ハ、幸甚ニ候、○六月ノ比

御地宮城繡介ト申御方弊邑御尋、

かねて老兄御引立ノよしニ御尊御坐候故、

三四日も御留させ、ゆる／＼談話仕候、

いまだ初心ニハ候へ共、志ハ厚く至極好

人物ニ御坐候、かつ手跡見事ニ御坐候故、

広島書林へ申付、小生より拙撰ノ

書板下ヲかゝせ、于今広島ニ滞留ニ御坐候

○玉石ニ編輯歌、御地社友方

のをも沢山ニ御勸進御おくり被下候様

奉頼候、道引立ノ為なれば、かつ／＼の

人御加入可仕候間、一人も多御こし可被下候、

尤入集料此方よりハ決して望み不申候、

只人々ノ心にて上木ノ力ヲ添玉ハ、

発行速なるべし、されど一〇もなくても

不苦候間、無御用捨御こし可被下候、

入集料ノ有なしにて加入ノ多少ヲ

えらび候流儀にてハ無御坐候間、本々

早々御こし奉待候、此頃えらび最中ニ

御坐候、○平戸 御隠居様ハ

先年弊地御社へ御参詣にて、

和歌も奉納相成申候、何卒此度

御年祭ノ和歌も奉納相成候ハ、重畳
と奉存候、すへで此度公武ノ高き

わたりへも段々頼遣し申候、コレも
御手筋御坐候ハ、御配意可被下候、○小生

世上ノ谷尺ヲ集候一癖御坐候、何卒

南里ぬし其外御近辺ノ人々のを

一二葉宛御取集御恵み被下候様、呉々

奉頼候○別ニ谷尺六葉さしおくり申候間、

老兄三葉、南里ぬし三葉、御認

可被下候、コレハ脇方より頼まれニ御坐候、先ハ

御答旁如此御坐候、書外後音可申上候 恐惶謹言

十月一日 鈴木高鞆

古川賢兄

※『鴨川集』ニ編は嘉永三年刊。山崎勝昭『萩原広道』(ユニウ
ス、二〇一六)によれば、宮城繡介は嘉永三年九月に広島で萩
原広道に紹介状を書いてもらっている。この書簡も彼がこの時
期同地に滞留していたことを示す。また、年祭歌集への投稿を
促す刷り物にも、嘉永三年が締め切りとあり、状況が合致する。

④嘉永五年三月十三日

伏兄よりの御書、速に

相届き奉拝見仕候、○寒中

益御安全被遊御所勤候

よしにて、当節船より

御帰国遊候とか、芽出度

御儀に奉存候、しかしながら

前後此御かへりを

指をり相楽申候所、失

本意、残念之至に奉存候、
小生も閏月廿日頃より下ノ関
近辺に本学引立候たく
滞留仕居候へども、今日
弊地御通之よし承候故、
取物もとりあへず昨日
帰宅仕候共、留守中へ
御書来居、拝見仕候而
大ニ望を失ひ申候、しかし
御多祥ノ御様子ハ承り、奉賀奉存候
○まことや昨年御ふで之節
御染筆之妙画頂戴、
早速表張調仕、此節之御帰路には
可入御覽相待居候所、
右之仕合かへす、
残念ニ奉存候、○今夜ハ南里様へ
御目ニかゝるべくと相待居候、
其迄いよ／＼御様子も承り、
かつ小生よりも委細可申上と
奉存候、○御詠甘心仕候、○小生は
過ル二月十五日より閏月十五日迄
当社御年祭に付、昨年已来
何か仕向ケ事旁大俗事
寸閑にも不預、歌なども頓と
打止此方に御坐候、○玉石は先達而
留主中十部計下し候よし、
然所近辺に人々留主へ来り

皆々取かへり候而、只今手元に
老部も無之故、早々下し候様
申遣候、下次第御注文通り
さしおくり可申候、勿論老部は
呈上可仕と相含居申候也
○近日より二編えらびにかゝり可申と
奉存候、御近辺御社友様方
のをたくさんに御集め可被下候
○此節ハ奉納集上木の事に付、
えらび最中ニ御坐候○鴨川
三郎集も先達而上木製
本出候、一覽仕候所、小生より
遣候玉吟之内、出板相成
居申候、猶四郎集料は直々
御尊家より御遣しのよし、
長沢氏より申来候、猶昨年は
御目にかゝらで残念之よし、
委細申上呉候様申来候也
○本居家鶯蛙集へも
玉吟相加候よし来申候、
猶二編の料のをも取よせ
おくり呉候様申来候、○小倉
義太郎も御帰路には御宿
可申候、相楽居候所、此度之
御様子、甚口をしがり
申候、猶彼御頼申上候書画帖、
殊ニ大家へ御頼被下候段、

大ニ喜び申候、何ぞ御礼
さし出度よし申し候、いかゞ可仕哉、

いまだ委敷御様子承らず候

○小生又々昨日より山口辺へ

本教引立に罷出候に付、

殊外多忙例之大乱

筆にて、(難読)あら／＼申上候のみ、

委曲両□様へ

可申上と奉存候○萩ノ近藤

例の歌がたりを著

晋一郎芳樹と申人、兼而

述仕候人にて、兼而申上候玉吟をも相加候也

申上候の人柄に御坐候、此度

九国遊歴に付、錦地へ

罷出拝顔仕度よし申候に付、

御留主の段申候所、然らば

先長崎辺へ罷出、かへり

がけ錦地へ罷出べく

との事故、大方御帰国

後御尋可仕候間、何分宜敷

御相对ノ程奉頼候、此人の事は

此方御国にては何と申御名前遣候よし、

宮城繡介ぬしよく

此御方へも一封さし出申候間

御承知に御坐候、○印材さし

御届け可被下候、例之弊地へしばらく
出申候間、何卒御手透に

御滞留の御方に御坐候

我国古体印に高鞆と御ゑり

被下候様奉頼候、毎々何か御厄

害申上候段、恐入候へども、

実は御床敷奉希存候故に

御坐候、高鞆 凡ヶ様の風に

御頼仕候、其余は何事も／＼

後音可申上候、其内御保

護申も疎之至に奉存候

恐惶謹言

三月十四日申三日 鈴木武雄

高鞆

古川先生

御書状相認居候所、又々十日

御出しの御書到来、忝

拝見仕候所、玉吟御事

いつも／＼甘心之至に奉存候

○酒坏御恵、毎々御懇

志忝奉痛入候、兎角

此方よりは御無声のみに

打過申候、頓首

○梅樹杯一呈上仕候、此は

当社いがきに、いと古き梅

樹御坐候所、一昨年風の風にたふれ

申候ヲ、徒に枯さんも本意なれば、

そをもて製らせたる也

○木の葉め（難読）□る、これも弊

地産物ゆゑ呈上仕候也

○長崎への紙づゝみ何卒

御便に御届ケ被下様希ふ也

御認被下候御画紙などの御礼もあり、

何ぞと思ひながら、今以御無声

仕候、後便にも奉尽候

※近藤芳樹の九州旅行は嘉永五年。同年は閏二月があり、条件が一致する。『鴨川三郎集』も嘉永四年一二月の刊行。

⑤『御年祭集』より

御年祭集

梅

梅の花 酒にうかべつ 思ふどち 雅びたるよの ゆめ語り
して

かげわかぬ 梅の本こそ 久かたの かつらもにほふ 物と
こそしれ

春を浅み まだ寒きよの 手枕に 梅がゝさそふ 風ぞ待
るゝ

春くれば いろかをこめて 軒高く 匂ふるしるき花の梅つ
ぼ

足代 弘訓
宇治 久守
大国 盛業

梅の花 今盛とて 見ぬ人に しらせがほにも 匂ふ春風
本居 有郷

窓のふみ かをるに梅は 咲たりと 心つくゑを 話でぞみ
笠因 直磨

春はまだ 浅き軒端に 咲出て 紅深く にほふ梅がゝ
笠因 清雄
小西 春重

(後略)

(佐賀県立博物館所蔵資料より古川松根あて書状ほか資料)